

別表 1
(経営等改善資金)

資金種類	借受主体	貸付限度額	償還期間	左のうち 据置期間	貸付内容	貸 付 基 準	貸付内容別 限 度 額	備 考
1 操船作業 省力化機器 等設置資金	沿岸漁業を 営む個人、沿 岸漁業の労働 に従事する 者、沿岸漁業 を営む漁業生 産組合、沿岸 漁業を営む漁 業協同組合、 沿岸漁業を営 む協業体（漁 業生産組合及 び漁業協同組 合を除く。）、 沿岸漁業を営 む会社（その 常時使用する 従業者の数が 20人以下で あるものに限 る。）、認定中 小企業者、促 進事業者	千円 5,000	7年以内	1年以内	1 自動操だ 装置	1 操だ装置は、電動装置又は油圧装置によっ て駆動すること。 2 電子制御方式を備えること。	万円／台 100	貸付内容は、これらの機器 等の設置に必要な資金である ので、機器等の購入費用のほ か工事費（当該機器等の設置 について船舶安全法（昭和8 年法律第11号）第5条第1 項第1号の定期検査、同項第 2号の中間検査、同項第3号 の臨時検査又は船舶安全法施 行規則（昭和38年運輸省令 第41号）第65条の6の準 備検査を受ける場合にあって は、当該検査手数料（当該機 器等の設置に係る部分に限 る。）を含む。以下同じ。）が 含まれる。
					2 遠隔操縦 装置	1 推進機関の回転速度の増減、クラッチのか ん脱、可変ピッチプロペラのピッチの変更、 操だ等が機関室以外の場所において行える装 置であること。 2 制御装置は電動装置又は油圧装置によって 駆動すること。	万円／台 50	
					3 サイドス ラスター	1 電動装置又は油圧装置によって駆動するこ と。 2 腐食及び漁網等の絡みを防止する対策が施 されたものであること。	万円／台 400	
					4 レーダー	1 物標を3階調以上で表示するものであるこ と。（ただし低輝度表示方式のものを除く。） 2 電波法（昭和25年法律第131号）第4 条による免許を受けたものであること。	万円／台 180	
					5 自動航跡 記録装置	「漁業新技術開発事業の型式認定事業におけ る基準適合型式名の通知について」（昭和58年 11月21日付け58水海第3583号水産庁 長官通知）（以下「適合型式名の通知について」 という。）に基づく漁ろう情報プロッタ装置型式 認定基準に適合すること。	万円／台 120	
					6 GPS受 信機	「適合型式名の通知について」に基づく漁船 用GPS受信機型式認定基準に適合すること。	万円／台 130	
2 漁ろう作 業省力化機 器等設置資 金	1と同じ。	千円 5,000	7年以内	1年以内	1 動力式つ り機	「適合型式名の通知について」に基づく自動 釣機型式認定基準に適合すること。	万円／件 500	貸付内容には、機器等の購 入費用のほか、工事費が含ま れる。 なお、漁獲物等処理装置に は漁船及び車両は含まれない。
					2 ラインホ ーラー等の 揚縄機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業 用投・揚縄装置型式認定基準に適合すること。	万円／台 120	
					3 ネットホ ーラー等の 揚網機	「適合型式名の通知について」に基づく漁業 用揚網機型式認定基準に適合すること。	万円／台 120	
					4 巻取りウ インチ	「適合型式名の通知について」に基づく漁業 用巻取りウインチ型式認定基準に適合すること。	万円／台 500	
					5 放電式集 魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく集魚 灯設備型式認定基準に適合すること。	万円／セット 200	

					6 漁業用クレーン	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用クレーン型式認定基準に適合すること。	万円／台 400	
					7 漁獲物等処理装置	1 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別並びに市場、加工場等への出荷前の一次処理のための機器等であること。 2 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化が図られるものであること。	万円／台 500	
					8 海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用海水冷却装置型式認定基準に適合すること。	万円／台 180	
					9 海水殺菌装置	1 漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと。 2 漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。	万円／台 300	
					10 漁業用ソナー	「適合型式名の通知について」に基づく漁業用ソナー型式認定基準に適合すること。	万円／台 500	
					11 カラー魚群探知機	「適合型式名の通知について」に基づく魚群探知機型式認定基準に適合すること。	万円／台 150	
					12 潮流計	「適合型式名の通知について」に基づく超音波式船速潮流計測装置型式認定基準に適合すること。	万円／台 500	
3 補機関等駆動機器等設置資金	1 と同じ。	千円 5,000	7 年以内	1 年以内	1 補機関	1 冷態始動が可能であること。 2 調整装置は、75パーセント負荷と無負荷の間で、整定回転数105パーセント以内に制御できること。	万円／台 400	補機関には、動力取出装置付きの推進機関を含む。 なお、この場合に貸付基準に代え、 1 歯車減速機付きディーゼル機関であること。 2 動力取出装置には強固な外部軸受装置及びクラッチを備えること。 とする。 貸付内容には、工事費が含まれる。
					2 油圧装置	1 常用圧力の1.5倍を超えない圧力でセットされた安全弁を有すること。 2 油圧ポンプは、ディーゼル機関又は電動機により駆動され、振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。	万円／台 500	
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1 と同じ。	千円 25,000	7 年以内	1 年以内	1 漁船用環境高度対応機関	1 機関の本体が、「適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準に適合すること。 ただし、ディーゼル船外機関においては、漁船用ディーゼル船外機関型式認定基準、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。 2 機関（ガソリン船外機関を除く。）は、燃料油の消費を節減するため機関の出力を制限できる燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置を取り付けたものであること。	万円／台 2,400	機関の本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品（機関の本体が機能するのに必要な付属機器等とする。）を含む。 貸付内容には、工事費が含まれる。

						3 燃料最大噴射量制限装置及び最大回転数制限装置は、「動力漁船の性能の基準の取扱いについて」(昭和48年12月17日付け48水海第4360号水産庁長官通知)に基づく小型機関制限装置機能基準に適合したものであること。		
					2 定速装置	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型式認定基準に適合すること。	万円／台 120	
					3 発光ダイオード式集魚灯	「適合型式名の通知について」に基づく発光ダイオード式集魚灯設備型式認定基準に適合すること。	万円／セット 1,300	
5 新養殖技術導入資金	1と同じ。	千円 4,000	4年以内	2年以内	1 養殖施設の設置費用 2 種苗の購入費用又は生産費用 3 餌料の購入費用	1 当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。 2 当該水域において当該養殖技術の普及度が十分でなく、当該養殖技術の導入が展示的効果及び波及的効果を有するものであること。 3 当該養殖技術に関する試験研究機関等における基礎研究又は応用研究の成果が明らかなるものであること。 4 当該養殖技術の導入について、すでに現地適応のための実証試験が行われたものであること。 1から4の基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術又は農林水産大臣が定める養殖技術が貸付対象となる。	—	農林水産大臣が定める水産動植物 魚類 あいご あいなめ あじ類 あなご あまだい あゆ い さき いしだい うなぎ か さご類 かれい きす きゅ うりうお類 こい類 さけ類 さより すずき てらびあ どじょう なまず にべ たい類 とらふぐ はぎ類 はぜ はたはた はた類 は まふえふき ひらめ ぶだい べら ぺりやじ ぼら ま ぐろ めじな 貝類 あかがい あさり あわび いがい いたやがい類 かき さざえ さるぼう しじみ 真珠母貝 たにし とこぶ し とりがい ばい はまぐ り ほっきがい みるくい 藻類 あらめ いぎす くびれずた こんぶ のり ひじき ふ のり ひとえぐさ まつも もずく わかめ 甲殻類 くるまえび類 しゃこ ずわ いがに てながえび ほっか いえび もずくがに ぬかえ び 頭足類 いか たこ その他 いわむし うに えらこ ご かい すっぽん なまこ ほ や

								農林水産大臣が定める技術 ア 沖合養殖技術 イ 沈下式又は浮枕式のいけすによる養殖技術 ウ 淡水魚の海水馴化に係る養殖技術 エ 移動式のいけすを用いて行う養殖技術 オ 養魚用水の循環利用による養殖技術 カ 太陽熱又は温排水を利用した省燃料化のための養殖技術 キ 調餌廃液処理施設等を用いて行う養殖に係る養殖技術
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業の労働に従事する者、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）、認定中小企業者、促進事業者	千円 12,000	10年以内	3年以内	1 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 2 1と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 ア 低利用・未利用資源の開発・利	農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うためのものであること。	—	農林水産大臣が定める基準 ア 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めに締結され、かつ、当該取決めにに基づき、資源管理措置を実施するものであること。 （ア）海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の認定を受けた資源管理協定 （イ）水産業協同組合法第11条の2第1項の認可を受けた資源管理規程 （ウ）海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第14条第1項の認定を受けた協定 （エ）（ア）から（ウ）までに準ずる取決めであつて、次に掲げる事項を定めたもの（以下「資源管理計画」という。）であること。 ① 資源管理の対象となる漁場並びに水産資源及び漁業の種類 ② 水産資源の管理の方法 ③ 資源管理計画等の有効期間 ④ 資源管理計画等に違反した場合の措置

					用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用		⑤ その他必要な事項 イ 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく、当該漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。 ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。
7 環境対応型養殖業推進資金	6 と同じ。	千円 20,000 (漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては、1,200万円)	10 年以内	3 年以内	1 造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 2 高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 3 餌料成分分析機、水質測定機、底質測定機、残留検査機器、肉質検査機器、畜養施	農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決りを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁場生産方式の導入を行うために必要なものであること。	— 農林水産大臣が定める基準 ア 養殖漁場環境の保全及び養殖魚の安全性の確保を目的とし、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品・漁網防汚剤の使用を適正化するものとして次に掲げるいずれかの取組がされること。 (ア) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第5条第2項に規定する認定漁場改善計画に基づく取組 (イ) (ア) に準ずる取組であって、次に掲げる事項を定めた取決め（以下「漁場環境適正化管理協定」という。）に基づく取組 ① 漁場環境適正化管理の対象となる漁場及び養殖魚種 ② 漁場環境適正化の管理の方法 ③ 漁場環境適正化管理協定の有効期間 ④ 漁場環境適正化管理協定に違反した場合の措置

					設,医薬品,飼料,水産廃棄物高度処理機,ワクチン注射装置,固形物回収装置,水質ロガー,漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用			⑤ その他必要な事項 イ 当該水域において当該漁業生産方式の普及度が十分でなく,当該漁業生産方式の導入が展示的效果及び波及的效果を有するものであること。 ウ 当該水域への当該漁業生産方式の導入につき,漁業調整上の支障がないこと。
8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人,沿岸漁業を営む漁業生産組合,沿岸漁業を営む漁業協同組合,沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。),沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。)	千円 1,500	5年以内	1年以内	1 転倒防止用手すり	1 甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置 2 室内に設けるストームレールの設置	万円/台 50	貸付内容には,機器等の購入費用のほか,工事費が含まれる。 ブルワークを含まない。
					2 安全カバー装置	1 漁ろう機械,甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい 2 駆動装置(操だ用を含む。)の運動部等通常の作業の際,接触するおそれのある部分の囲い及びおおい	万円/台 50	
					3 揚網機安全装置	揚網機に体を巻き込まれた際に,揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。	万円/台 40	
9 救命消防設備購入資金	8と同じ。	千円 1,300	2年以内 (ただし,貸付内容の欄の3から5については,5年以内)	—	1 救命胴衣	船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け,同項の検定に合格したものであること。	10万円	貸付内容は,設備の購入費用のみである。
					2 消火器	上に同じ。	10万円	
					3 イーパブ	上に同じ。	60万円	
					4 レーダー トランスポンダ	上に同じ。	65万円	
					5 小型漁船 緊急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及び発生位置等の情報(信号)が漁船に搭載された無線機を通じて海岸局側の無線機に発信されるものであること。	万円/件 130	
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。	千円 1,500	5年以内	1年以内	1 漁獲物の横移動防止装置	1 小型漁船安全規則(昭和49年農林・運輸省令第1号)第8条の規定により,又は準用して,船の幅の1/2を超える幅の魚そうに設置する漁獲物の横移動防止装置	30万円	貸付内容には,機器等の購入費用のほか,工事費が含まれる。

						2 1以外で船の幅の1/2を超えない幅の魚そうであっても、使用上、漁獲物の横移動防止のため、荷止板等を設置するもの 3 漁獲物を魚そうに収容する前、漁獲物を一時的に甲板上に置くための魚溜め		
					2 甲板下の魚そう	1 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。 2 甲板上に常設する魚そうに代えて、甲板下に魚そうを設置する改造に限る。	100万円	
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	8と同じ。	千円 800	5年以内	—	1 レーダー反射器	有効反射面積10平方メートル以上であること。	40万円	貸付内容には、機器等の購入費用のほか、当該機器等を設置する場合には、工事費用を含む。
					2 無線電話	1W以上5W以下の無線送受信装置（船舶局に限り、持ち運び式は含まない。）	40万円	
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8と同じ。	千円 1,300 （沿岸漁業従事者にあつては、700千円）	5年以内	—	1 標識灯	漁具に取り付けるブイで、夜間視界が良好な場所において少なくとも2海里離れた所から視認できる灯火であること。	—	貸付内容は、機器等の購入費用
					2 レーダー反射器付きブイ	有効反射面積2平方メートル以上のものであること。		

(生活改善資金)

資金種類	借受主体	貸付限度額	償還期間	左のうち据置期間	貸付内容	貸付基準	貸付内容別限度額	備考
1 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者	千円 300	3年以内	—	1 し尿浄化装置	し尿を長時間ばっ気方式によるし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用してばっ気槽内の汚水をかく拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈殿分離し、上澄み液を消毒の上放流する構造を有するもの。	—	
		千円 300	3年以内	—	2 改良便そう	くみ取り式の便そうで、貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、便そうの天井と底はコンクリート、周壁及び隔壁は、コンクリート又はれんが等の耐火材料で造られ、防水モルタル塗装仕上げで、漏水しないよう完全な防水装置が施されたもの。		
		千円 100	2年以内	—	3 自家用給排水施設			動力ポンプは含まれない。
		千円 100	2年以内	—	4 太陽熱利用温水装置			
2 住居利用方式改善資金	1と同じ。	千円 1,500	7年以内	—	1 居室改善	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）に関連するもの。	—	1 既存の家屋内部の改善に限定

金					2 炊事施設改善	炊事施設（炊事場，食事場等）に関連するもの。		2 貸付の具体的対象は建築資材費（工事費及び住居利用の改善上不可欠な家具購入費を含む。）とする。
					3 衛生施設改善	衛生施設（浴室，便所，洗面所等）に関連するもの。		3 住居の新増築は，この資金の貸付対象とはしないが，住居の利用改善上，やむを得ず部分的に増築にわたることは貸付けの対象となる。
					4 家事室等改善	家事室等（家事室，更衣室，土間等）に関連するもの。		
3 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体（婦人又は60歳以上の高齢者であって現に沿岸漁業に従事しているものがその構成員の過半を占めていること）	千円 800	3年以内	—	1 漁船用機器，漁具，養殖施設，加工用機器等の設置	漁家の婦人又は高齢者が自らの知識，経験に応じて，共同して行う生産活動であって，次の条件を満たしているものであること。 ア 地域の特性を生かした自主的な活動であること。 イ 漁家の婦人又は高齢者に生きがいを感じさせ，かつ，社会的役割を感じさせる活動であること。	—	1 生産活動とは，次のような事例が含まれる。 ア 水産動植物の採捕 20トン未満の漁船を使用して，又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕活動 イ 水産動植物の養殖 小割いけすその他の養殖設備を設置して行う水産動植物の養殖活動 ウ 水産動植物の加工 当該水域において生産される水産動植物の加工活動
					2 種苗，餌料，加工用原材料等の購入（ただし，土地の購入費用及び建物の設置又は購入費用，漁船の建造又は購入費用を除く。）			

（青年漁業者等養成確保資金）

資金種類	借受主体	貸付限度額	償還期間	左のうち据置期間	貸付内容	貸付基準	貸付内容別限度額	備考
1 研修教育資金	青年漁業者，漁業労働に従事する者その他漁業を担うべき者又は漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を営む者	千円 1,800	国内 5年以内 国外 5年以内	1年以内	旅費 教材費 授業料 視察費	農林水産大臣が定める基準 ア 原則として5日以上の期間の国内研修であって，水産庁長官が別に定める基準に従い沿岸漁業に関する教育，試験研究機関において若しくは近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるもの又は沿岸漁業に従事する上で必要な資格を取得するための講習を受取るものであること。 イ 原則として30日を超える期間の国外研修であって，水産庁長官が別に定める外国の教育，研修機関において又は当該外国の受入れ機関が推せんする近代的な沿岸漁業を営んでいる者の下で滞在して受けるものであること。	国内研修 180万円／人（ただし，月額15万円を限度とし，貸付研修期間は12月を最大とする。） 国外研修 100万円／人	青年漁業者とは，現に沿岸漁業に従事しているか，又は近く従事することが確実であり，かつ，沿岸漁業の経営を行っているか，又は将来沿岸漁業の経営を行おうとする者であって，満40歳未満の者。 漁業労働に従事する者とは，現に漁業労働に従事している者のほか，近く漁業労働に従事することが確実に見込まれる者であって，満50歳未満の者。
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者又はその組織する団体	千円 1,500	5年以内	—	パーソナル コンピューター及びその関	農林水産大臣が定める基準 ア 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を導入し，当該青年漁	—	青年漁業者の組織する団体とは，実践的な沿岸漁業の研究グループ等であり，かつ，

					連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピュータ及び各種センサー類をいう。以下同じ。）及びその関連機器（制御装置と直接連動する部分に限る。）	業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報の収集・活用、経営状況の把握・分析等を行う経営方法又は当該制御装置等を用いて漁具・施設の効率的な管理等を行う技術を習得するものであること。 イ 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。		青年漁業者がその構成員の過半を占めているものであること。
3 漁業経営 開始資金	2に同じ	千円 50,000	10年以内	3年以内	漁船の建造費用、取得費用又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等（農林水産大臣が定める費用を除く。）	農林水産大臣が定める基準 ア 本資金の貸付対象となる沿岸漁業の経営は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。 （ア）漁業外からの新規参入者その他の沿岸漁業経営の承継者でない者が新たに開始する経営 （イ）沿岸漁業経営の承継者が開始する経営 （ウ）将来、沿岸漁業経営を承継することが見込まれる者が、近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するため新たに開始する一の区分された沿岸漁業部門の経営 イ 当該青年漁業者又はその組織する団体の導入しようとする経営又は技術が、当該水域における沿岸漁業の振興上必要かつ適切なものであること。 ウ 当該青年漁業者又はその組織する団体の開始する経営が漁業権漁業に係るものである場合には、漁業権の行使が可能であると見込まれること。 エ アの（ア）及び（イ）の経営にあつては、経営の基礎の形成のための年次計画を明確にした経営計画及び計画達成後の基本的経営方針が定められている場合に貸付けを行うこととする。	青年漁業者又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円（ただし、中核的漁業者協業体にあつては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円）	アの（イ）及びアの（ウ）に該当するものにおいては、漁船の建造及び取得費用は対象外とする。 土地の購入費用は対象外とする。

別表 2

貸付資格認定申請書等の提出時期、貸付資格の認定及び
貸付金の貸付けの決定時期

	貸付申請書の提出時期	貸付資格の認定及び 貸付金の貸付けの決定時期
第 1 回	5 月上旬	5 月末
第 2 回	8 月上旬	8 月末
第 3 回	1 1 月上旬	1 1 月末
第 4 回	1 月中旬	2 月末